一般競争（指名競争）参加資格審査申請書作成要領

測量・建設コンサルタント等関係

（令和 9・10 年度）

環　境　省

目 次

1 申請の手順について

1－1 申請書類の受付期間等・・・

1　申請の手順について

環境省において行われる測量・建設コンサルタント業務の競争に参加するには、環境省が行う一般競争（指名競争）参加資格の審査を受けていただく必要がございます。

令和 9 年 3 月 31 日までに資格審査結果通知書の送付を希望される方は、定期受付期間に申請下さい。

なお、定期の受付期間を過ぎた場合においても随時受付を行いますが、事務処理の都合により、通常よりも審査に時間がかかりますので、予めご了承下さい。

1－1　申請書類の受付期間等

【定期申請】

原則としてインターネットで受付けます。
受付期間：令和 8 年 12 月 1 日(火)～令和 9 年 1 月 15 日(金)
インターネット受付専用ホームページ URL：https://www.pqrc.mlit.go.jp/
※パスワード発行期限：令和 8 年 12 月 28 日(月)まで
ただし，インターネット環境がない場合、当方式で対応していない申請は，以下のとおり郵送での申請を受付けます。（「2　提出書類内容について」を参照）
受付期間：令和 8 年 12 月 1 日(月)～令和 9 年 1 月 15 日(金)
※令和 9 年 1 月 15 日(金)の消印有効です。

【随時申請】

書面申請のみ受付けます。受付開始は令和 9 年 1 月 18 日(月)以降となります。

1－2　申請書類の受付

資格審査の事務については、環境省本省のみ受付けます。環境省の所管である各地方環境局及び自然環境事務所、皇居外苑管理事務所、新宿御苑管理事務所、京都御苑管理事務所には提出せず、下記に郵送下さい。

「〒100－8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
環境省大臣官房会計課契約係（資格審査担当）」
※問い合わせ電話番号
03－5521－8220（平日8時30分から16時30分）

1－3　資格審査及び資格審査結果通知について

環境省大臣官房会計課長は、提出された申請書類に基づき審査・資格を決定し、一般競争参加資格（指名競争）審査決定通知書（以下「結果通知書」という。）を、申請書類に記載された住所へ通知いたします。

1－4　競争参加資格の有効期間

【定期申請される事業者】

令和 9 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの2年間。

【随時申請される事業者】
環境省大臣官房会計課長より資格を付与された日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。
※審査には一定の時間を要することから、希望する調達案件の入札に間に合うよう、余裕を持って申請書類を提出下さい。

2 提出書類内容について(編綴順序)

以下に挙げる提出書類を、①から⑪の順番にそろえ、提出下さい。
ただし、受領印が必要な場合においては、下記⑫を併せて同封下さい。
添付書類のうち官公署が発行した証明書類については、**ほぼ原寸大であり、鮮明であれば写しでも構いません。**

ただし、測量法第(昭和 24 年法律第 188 号)第 55 条の8に規定する書類の写しを提出したとき又は建設コンサルタント登録規程(昭和 52 年建設省告示第 717 号)第7条、地質調査業者登録規程(昭和 52 年建設省告示第 718 号)第7条又は補償コンサルタント登録規程(昭和 59 年建設省公示第 1341 号)第7条の規定による現況報告書を国土交通大臣に提出し、確認印を受けた現況報告書の副本の写しを添付する場合であって、登録を希望する業種が添付された現況報告書副本の写しの範囲内であるときは、③、⑥、⑦、⑧に掲げる書類の添付を省略することができます。

①令和 9・10 年度一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(様式1)
②測量等実績調書(様式2)
③技術者経歴書(様式3)
④本社及び営業所一覧表(様式4)
⑤業態調書(様式5)
⑥履歴事項全部証明書(法人の場合のみ)の写し(発行日から3ヶ月以内のもの)
※ 履歴事項全部証明書とは、商業登記法(昭和 38 年法律第 125 号)第6条第5号から第9号までに掲げる株式会社登記簿等に記載されている事項の証明書です
⑦登録証明書等の写し※建設関連業者閲覧システムに掲載されていれば省略可能
⑧財務諸表類の写し※申請者が自ら作成している直前1年間の事業年度分に係る貸借対照表、損益計算書等
⑨納税証明書の写し(発行日から3ヶ月以内のもの)
法人の場合
Ⅰ国税通則法施行規則別紙第9号書式その2(「法人税」についての所得金額の証明書)
※今回から提出が必須となりました。納税申告義務が無くその2が発行されない場合は、「申出書」及び提出義務が無いことを示す書類を提出下さい。
Ⅱ国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3(「法人税」「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書)

個人の場合
Ⅰ国税通則法施行規則別紙第9号書式その2「申告所得税及び復興特別所得税」についての所得金額の証明書)

※今回から提出が必須となりました。納税申告義務が無くその2が発行されない場合は、「申出書」及び提出義務が無いことを示す書類を提出下さい。

Ⅱ国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2(「申告所得税及び復興特別所得税」「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書)

納税証明書の証明内容は、必ず、「・・・未納の税額はありません。」という内容が記載されていること。(領収証書では受け付けられません。また、「納税証明書その1」や、県民税又は法人事業税に係る証明とは異なりますのでご注意下さい)

※ ただし、納付すべき租税が更生債権又は再生債権となり、更生計画又は再生計画が認可されていないため納付ができず、納税証明書の写しを提出できない場合又は 納税額について係争中のため、当該係争部分に係る納税証明書の写しを提出できない場合(係争部分以外の租税については納税証明書の写しを提出していることが必要)は、それぞれ租税の納付ができないことを示す書類又は納税額について係争中であることを示す書類を提出下さい。

⑩委任状(代理人が代理申請する場合。押印不要。)

※ 代理人が代理申請をする場合には、申請者から競争参加資格審査の代理申請をする権限について委任する旨を明記した委任状を作成して提出して下さい。(正本を提出下さい。)

⑪110 円切手を貼付した宛先記入済みの審査結果通知書送付用の返信封筒**(随時受付の場合のみ)**

⑫85 円切手を貼付した返信用はがき**(受領印が必要な方のみ)**

他省庁の申請書では受付けられませんのでご注意下さい。

3 申請書類の記入について

3−1 令和 9・10 年度一般競争(指名競争)加資格審査申請書(様式1)の記入について

①様式上、「※」に該当する項目については、記載しないで下さい。

②「1 適格組合証明」欄には、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和 41 年法律第 97 号第2条第1項第4号)に該当する組合について、経済産業局長又は沖縄総合事務局長が発行する官公需適格組合証明書の取得年月日及び番号を記載下さい。

③Ⅰ「2 本社」から「5 申請代理人」までの各欄は、以下の通り記載下さい。

「法人番号」欄には、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 58 条第1項又は第2項の規定により法人番号の指定を受けた者については、国税庁長官から通知された法人番号(13 桁)を入力下さい。

Ⅱ「フリガナ」欄は、カタカナで記載し、「住所」欄の都道府県及び「商号又は名称」欄の株式会社等法人の種類を表す文字については、フリガナは記載しないで下さい。

また、「商号」欄での株式会社等法人を表す文字及び、「住所」欄での丁目、番地については、下記に挙げる(例1)から(例3)のとおり省略して記載下さい。

（例1）

チヨダクカスミガセキ

東京都千代田区霞が関1－2－2

（例2）

種類	株式会社	有限会社	合資会社	合名会社	協同組合	協業組合	企業組合	合同会社
略号	（株）	（有）	（資）	（名）	（同）	（業）	（企）	（合）
類	有限責任事業組合	一般財団法人	一般社団法人	公益財団法人	公益社団法人	特例財団法人	特例社団法人	経常建設共同企業体
略号	（　責　）	（一財）	（一社）	（公財）	（公社）	（特財）	（特社）	（共）

（例3）

カンキョウソクリョウ

（株）環境測量

Ⅲ 「氏名」欄での氏名（フリガナを含む）については、下記に挙げる（例4）のとおり姓と名前との間は1文字分あけて下さい。

（例4）

カンキョウ　タロウ

環境　太郎

Ⅳ 「電話番号」欄での市外局番、市内局番及び番号については、下記に挙げる（例5）のとおりそれぞれ「－（ハイフン）」で区切り、（ ）は用いないで下さい。

（例5）

03－3581－3351

Ⅴ 「メールアドレス」欄については、当省からの種々の連絡に対応でき得るアドレスを記載し、メールアドレスを持っていない場合は、「なし」と記載下さい。

Ⅵ 「5 申請代理人」欄は、行政書士等が代理申請する場合に記入下さい。

なお、申請者の従業員が代表者に代わって申請書を作成し提出する場合は、本欄への記載は不要です。

④ 「6 営業年数」から「18 財務諸表」の各欄については下記に沿って記載下さい。

Ⅰ「6 営業年数」欄には、登記事項証明書に記載されている、会社設立年月日から 申請日までとし、当該事業で中断した期間を控除した期間（1年未満切捨て）を記載下さい。

Ⅱ 「7 外資状況」欄は、外資系企業（日本国籍会社を含む。）の場合に、該当する会社の区分の空欄に〇印を付するとともに、外国名、当該国の資本の比率をそれぞれ記載下さい。

なお、「日本国籍会社（比率100％）」とは100パーセント外国資本の会社を、「日本国籍会社」とは一部外国資本の会社をそれぞれいいます。

Ⅲ 「8 登録を受けている事業」欄には、下記Ⅸの表の「対応する事業登録」に、それぞれ該当する場合に記載下さい。

Ⅳ 「9 設立年月日」欄には、登記事項証明書記載の設立年月日（和暦）を記載下さい。

Ⅴ 「10 みなし大企業」欄には、中小企業基本法(昭和 38 年法律第 154 号)第 2条第1項第1号に規定する中小企業のうち、発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業、発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業、大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業のいずれかに該当する中小企業(みなし大企業)は、「□下記のいずれかに該当する」にチェックを入れ、上記に該当しない場合は、「□該当しない」にチェックを入れて下さい。

Ⅵ 「11 建設コンサルタント及び補償コンサルタントの登録部門」欄には、建設コンサルタント登録規程及び補償コンサルタント登録規程に基づいて登録を受けている部門の空欄に〇印を付けて下さい。

Ⅶ 「12 有資格者数」欄には、当省が指定する資格者の範囲に従い当該資格保　持職員数を記載下さい。

なお、1人で2つ以上の資格を有している者がある場合は、重複して計上下さい。ただし、1、2級、士、士補の資格を有している者がある場合は上位の資格のみ計上し、協力関係にあっても別企業の職員は含めないで下さい。(発覚した場合、不受理又は取消とします。)総合点数の審査対象となる資格は、別紙2の通りです。

Ⅷ 「13 分野別技術者数」欄には、「14 常勤職員数」中の「技術職員」の職員数を、分野別に記載下さい。技術者の資格や経験等にかかわらず、現在主に従事している分野に限定区分して計上し、申請日現在で記載して下さい。(1人で2以上の分野に従事している者がある場合、重複して計上せず、主に従事している分野のみに計上下さい。)

Ⅸ 「14 常勤職員数」の「技術職員」及び「事務職員」の各欄には、申請日において常時雇用している従業員のうち専ら測量・建設コンサルタント等業務に従事している職員の数を、「その他の職員」欄には、それ以外の職員の数を記載して下さい。また「合計」の「うち役職員等」欄には、法人にあっては常勤役職員の数を、個人にあっては事業主をそれぞれ記載下さい。

なお、本項における「常時雇用」及び「常勤」とは、申請者に従事し、かつ客観的な判断事項(定期・定額給与の支払対象者、社会保険料の納付対象者であること等)を有することをいいます。

Ⅹ 「16 競争参加を希望する地域」欄については、希望する「競争参加資格希望業種区分」欄に〇 をつけ、同欄の枠内に記載してある地域名(別紙1参照。)の下欄の希望する地域に〇印を付けて下さい。

ⅩⅠ「15 測量等実績高」の各欄については、下記により記載下さい。

ａ 「競争参加資格希望業種区分」欄には、下表により競争への参加を希望する業種(以下「競争参加資格希望業種」という。)についてのみ記載下さい。(※詳細については、様式2－1及び2－2記載事項を参照。)

また、「その他」については、競争参加資格希望業種には含まれていないことから、その他の業務内容が、競争参加資格希望業種のいずれかに計上されていることが発覚した場合、不受理又は取消とします。

業　種	対応する事業登録	業　務　内　容
測量	測量業者(測量法(昭和 24 年法律第 188 号)第 55 条による登録を受けている場合	測量一般、地図の調製、航空測量
自然環境共生コンサルタント業務	建設コンサルタント登録規程(昭和 52 年建設省告示第 717 号)第2条による登録を受けている場合	造園、自然環境保全(生態系及び風景並びにこれらを構成する野生動植物、地形、水その他の自然保護、改善及び復元並びに自然教育及び自然に親しむ利用に関する事)、環境保全計画(環境の現状の解析及び将来変化の予測並びにこれらの評価、環境情報の収集、整理、分析及び表示その他の環境保全に係る計画に関する事)
建築関係建設コンサルタント業務	建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第 23 条による登録を受けている場合)若しくは、建設コンサルタント(ただし、右記「建築一般」を除く)	建築一般、意匠、構造、暖冷房、衛生、電気、建築積算、機械積算、電気積算、工事監理(建築)、工事監理(電気)、工事監理(機械)、調査、耐震診断、地区計画及び地域計画)
土木関係建設コンサルタント業務	建設コンサルタント	河川、砂防及び海岸・海洋、港湾及び空港、電力土木、道路、鉄道、上水道及び工業用水道、下水道、農業土木、森林土木、廃棄物、都市計画及び地方計画、地質、土質及び基礎、鋼構造及びコンクリート、トンネル、施工計画・施工設備及び積算、建設環境、機械、電気電子、宅地造成、施工監理
地質調査業務	地質調査業者登録規程(昭和 52 年建設省告示第 718 号)第2条による登録を受けている場合	地質調査
補償関係コンサルタント業務	補償コンサルタント登録規程(昭和 59 年建設省告示第 1341 号)第2条による登録を受けている場合。若しくは、不動産の鑑定評価に関する法律(昭和 38 年法律第 152 号)第 22 条による登録を受けている場合。(ただし、右記「不動産鑑定」のみ)	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償・特殊補償、事業損失、補償関連、登記手続等、不動産鑑定
その他 (審査対象外) (競争参加資格希望業種以外の業務内容)		建設工事、役務等(物品の製造・販売、会議開催、印刷、調査・研究等)、建設コンサルタント(環境調査、交通量調査、経済調査、分析・解析、電算関係、計算業務、資料等整理)

b 「直前2年度分決算」、「直前1年度分決算」及び「直前2か年間の年間平均実績高」の各欄には、競争参加資格希望業種ごとに実績高を記載下さい。なお、「直前1年度分決算」とは申請日直前に確定した決算を含む過去1年間の決算を、「直前2年度分決算」とは直前1年度分決算の前の1年間の決算を、「直前2か年間の年間平均実績高」とは両決算に基づき算定した年間平均実績高それぞれをいいます。(ただし、「直前2年度分決算」の実績高がなく、「直前1年度分決算」のみを記入する場合、「直前2か年間の年間平均実績高」欄には「直前1年度分決算」を記入下さい。)

また、個人企業から会社組織に移行した場合、他の企業を吸収した場合等にあっては、移行前の企業体、吸収前の企業体等の実績(ただし、申請者が行っている事業に係るものに限ります。)を含めた実績を記載下さい。

※ 消費税を含まない額を記入すること。

XⅡ「17 自己資本額」の各欄については、下記により記載下さい。

a 「資本金」欄には、法人にあっては財務諸表類の貸借対照表より資本金を、記載下さい。

また、外資系企業の場合には、「資本金」の合計欄の下段に外国資本の額を内数で記載下さい。

b 「純資産合計(自己資本額)」欄には、株式会社等にあっては財務諸表類の貸借対照表の純資産の部の「純資産合計」の金額を記載下さい。公益法人及び個人にあっては「資本金」欄に記載した値を記載下さい。

XⅢ「18 財務諸表」の各欄は、貸借対照表より「流動資産」、「固定資産」、「繰延資産」、「流動負債」、「固定負債」、「純資産額」を、損益計算書より「税引前当期利益」を、記載下さい。

3−2 測量等実績調書(様式2−1, 2−2)の記入について

「登録業種区分」欄には、3−1の④のⅪ(競争参加資格希望業種区分欄)に記載した業区分(「その他」を除く。)毎かつ、年度毎に記載下さい。

※ 記載案件が30件以内に収まる場合は様式2−1のみ、31件以上の場合は様式2−1の3ページ目までと様式2−2を使用して下さい。

3−3 技術者経歴書(様式3)の記入について

「種類」欄には、3−1の④のⅧ(分野別技術者数)に記載した種類毎に記載下さい。その他については、様式の末尾にある記載要領に従って記載するとともに、記載事項が 1 枚で終わらない場合は、同一の様式に記載下さい。このときには、様式の裏面に記載して差し支えありませんが、表面にその旨を注記下さい。

3−4 本社及び営業所一覧表(様式4)の記入について

この様式については申請日現在で作成し、様式の末尾にある記載要領に従って記載下さい。

3−5 業態調書(様式5)の記入について

業態調書は、申請者において希望する詳細な業務区分を把握するためのもので、発注に際して参考としますが、様式の末尾にある記載要領に従って記載下さい。

また、測量調査設計業務実績情報サービス（以下「TECRIS」という。）に登録している事業者は、「TECRISコード」欄に、公共建築設計者情報システム（以下「PUBDIS」という。）に登録している事業者は、「PUBDISコード」欄に、コード番号を記載下さい。

○TECRISコードについて企業IDを入力してもらうことになります。

企業IDは、コリンズ・テクリスシステムにログインして画面の左上に記載のファベットKから始まる10桁の番号です。旧システムで実績登録した企業IDについて旧システムで附番された「8桁の会社コード」が「企業ID」になります。

※ 当該「企業ID」が分からない場合にあっては、（一財）日本建設情報総合センター[JACIC]内コリンズ・テクリスに確認すること。

○PUBDISコードについて

PUBDISもTECRIS同様、記載する会社コードは、登録時において（一社）公共建築協会より返信された会社コード（8桁）になります。

※ 当該「会社コード」が分からない方にあっては、（一社）公共建築協会公共建築設計者情報センターに確認すること。

4 外国事業者が申請する場合の提出書類等について

① 申請書の「2 本社」の「住所」欄については、本社（店）の所在する国名及び所在地名を記載して下さい。なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記載下さい。

② 申請書の「2 本社」の「商号又は名称」欄については、株式会社等の法人の種類を表わす漢字が商号にない場合には、略号の記載は不要です。

③ 履歴事項全部証明書及び納税証明書については、証明書等に代えて、当該国の管轄官庁又は権限のある機関の発行する書面として下さい。

④ 提出する書類等について、外国語で記載された事項については、日本語の訳文を添付下さい。

⑤ 申請書類の金額表示は、邦貨に換算する必要がある場合には、基準日における出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する外国貨幣換算率により換算して得た額を記載下さい。

5 申請内容の変更について

5－1 資格審査の申請後に申請内容の一部に変更が生じた場合

競争に参加する資格があると認定された方に次の変更等が生じた場合には、速やかに「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書変更届（様式 6）」に変更の内容を記載の上、必要書類を添付して郵送にて提出下さい。

変更届が必要な場合

	変更事項	添付書類
法人	①本店住所 ※郵便番号、フリガナ明記	登記事項証明書（の写し）
	②商号又は名称 ※フリガナ明記	登記事項証明書（の写し）

	③本社(店)電話番号	なし
	④代表者※フリガナ明記	登記事項証明書(の写し)
	⑤登録事業・部門の追加、削除	公的機関が発行する登録内容を証明する書類(の写し)
	⑥希望業種	申請書の様式1の 3 枚目の〈15　測量等実績高〉〈16 競争参加を希望する地域〉に追加工種分の「年間平均完成工事高」「競争参加を希望する地域」の追加する業種のみ記載し提出下さい。 ※実績高がある場合は現況報告書、決算書等(の写し)
	⑦競争参加を希望する地域	なし
	⑧営業所の新設・廃止、営業所名称、住所、電話番号	なし
	⑨合併、破産又はそれ以外の事由によっての解散、資格の取下げ	閉鎖事項証明書(の写し) 取下げは不要
個人	①住所 ※郵便番号、フリガナ明記	住民票(の写し)
	②氏名 ※フリガナ明記	戸籍謄本(又は抄本)(の写し)
	③電話番号	なし
	④登録事業・部門の追加、削除	公的機関が発行する登録内容を証明する書類(の写し)
	⑤希望業種	なし
	⑥競争参加を希望する地域	なし
	⑦合併、破産又はそれ以外の事由によっての解散、資格の取下げ	なし

【変更届提出に当たっての注意事項】

・法人①、②、⑥、⑦　個人①、②、⑤、⑥については 110 円切手を貼付した宛先記入済みの審査結果通知書送付用の返信封筒を同封下さい。

・変更届の受領印が必要な場合は、85 円切手を貼付した返信用はがきを同封下さい。

・官公署から発行された証明書類の写しについては、原則として変更届出日から3か月以内のものに限ります。

・上記以外の変更事項(営業所のメールアドレス、営業所長名の変更、実印の変更等)は、変更届を提出する必要はありません。

・合併・譲渡等、又は個人から法人へ移行する場合の手続きについては、お問合せ下さい。

5－2 再発行届について

資格審査結果通知書の亡失又は不着により、再発行を希望する場合は、様式6の右下「 2. 資格審査結果通知書再発行申請」に記入し、110 円切手を貼付した宛先記入済みの返信用封筒を同封して下さい。

・他省庁の申請様式は使用せず、環境省が指定する様式で申請して下さい。
・郵送で提出される場合は書留等の記録が残る方法に限ります。
・環境省本省のみ受付けます。環境省の所管である各地方環境局及び、自然環境事務所、皇居外苑管理事務所、新宿御苑管理事務所、京都御苑管理事務所には提出せず、下記に郵送下さい

「〒100－8975 東京都千代田区霞が関1-2-2
環境省大臣官房会計課契約係（資格審査担当）」
※問い合わせ電話番号
03－5521－8220（平日8時30分から16時30分）

別紙1

業務希望地域内訳

No.	地 域	都 道 府 県 名	地域内国立公園等名(参考)
01	北海道	北海道全域	知床、阿寒摩周、釧路湿原、利尻礼文サロベツ、大雪山、支笏洞爺、日高山脈襟裳十勝
02	東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	十和田八幡平、三陸復興、磐梯朝日
03	関東	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県	日光、尾瀬、小笠原、秩父多摩甲斐、富士箱根伊豆、上信越高原、皇居外苑、新宿御苑
04	中部	新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	尾瀬、秩父多摩甲斐、富士箱根伊豆、上信越高原、妙高戸隠連山、中部山岳、白山、伊勢志摩、南アルプス
05	近畿	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	吉野熊野、山陰海岸、瀬戸内海、京都御苑
06	中国	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県	山陰海岸、大山隠岐、瀬戸内海
07	四国	徳島県、香川県、愛媛県、高知県	瀬戸内海、足摺宇和海
08	九州	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県	瀬戸内海、西海、雲仙天草阿蘇くじゅう、霧島錦江湾、屋久島、奄美群島
09	沖縄	沖縄県	西表石垣、慶良間諸島、やんばる

注)地域内国立公園等名(参考)欄は、皇居外苑、新宿御苑、京都御苑の国民公園とそれ以外の国立公園名を参考までに記載したもの。

別紙2

業種区分別有資格者職員

業種区分	有資格者	
測量	測量法(昭和 24 年法律第 188 号)による測量士の登録を受けている者	測量法による測量士補の登録を受けている者(測量士の登録を受けている者を除く。)
自然環境共生関係コンサルタント業務	技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)による第2次試験のうち技術部門を環境部門(選択科目を自然環境保全又は環境保全計画とするものに限る。)又は建設部門(選択科目を都市及び地方計画又は建設環境とするものに限る。)とするものに合格し、登録を受けている者	建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)による技術検定のうち検定種目を1級の造園施工管理とするものに合格した者、一般社団法人建設コンサルタント協会の行う RCCM 資格試験(造園に限る。)に合格し、登録を受けている者、建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)による1級建築士又は2級建築士の免許を受けた者、一般財団法人自然環境研究センターの行う生物分類技能検定資格試験(1級又は2級に限る。)に合格し、登録を受けている者及び公益財団法人日本生態系協会の行うビオトープ管理士資格試験に合格し、登録を受けている者
建築関係建設コンサルタント業務	建築士法による1級建築士の免許を受けた者、及び同法に基づく建築設備資格者を定める告示(昭和 60 年建設省告示第 1526 号)による建築設備資格者の登録を受けている者	建築士法による2級建築士の免許を受けた者(1級建築士の免許を受けた者を除く。)及び公益社団法人日本建築積算協会の行う建築積算士試験に合格し、登録を受けている者
土木関係建設コンサルタント業務	技術士法による第2次試験のうち技術部門を電気電子部門、建設部門、上下水道部門、衛生工学部門、農業部門(選択科目を農業土木とするものに限る。)、森林部門(選択科目を森林土木とするものに限る。)、水産部門(選択科目を水産土木とするものに限る。)、応用理学部門(選択科目を地質とするものに限る。)とするものに合格し同法による登録を受けている者	建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の土木施工管理とするものに合格した者、計量法(平成4年法律第 51 号)による計量士(環境計量士(濃度関係)及び環境計量士(騒音・振動関係に限る。)の登録を受けている者、電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)による第1種電気主任技術者免状の交付を受けている者、電気通信事業法(昭和 59 年法律第 86 号)による第1種伝送交換主任技術者資格者証の交付を受けている者及び同法による線路主任技術者資格者証の交付を受けている者並びに一般社団法人建設コンサルタント協会の行

		うRCCM資格試験に合格し、登録を受けている者
地質調査業務	技術士法による第2次試験のうち技術部門を建設部門(選択科目を土質及び基礎とするものに限る。)又は応用理学部門(選択科目を地質とするものに限る。)とするものに合格し、同法による登録を受けている者	一般社団法人全国地質調査業協会連合会の行う地質調査技士資格検定試験に合格し、登録を受けている者
補償関係コンサルタント業務		不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)による不動産鑑定士の登録を受けている者、土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)による土地家屋調査士の登録を受けている者、司法書士法(昭和25年法律第197号)による司法書士の登録を受けている者、一般社団法人日本補償コンサルタント協会の付与する補償業務管理士の資格を有し、登録を受けている者

（参考）確認シート

＊提出書類の確認のためのシートです。提出される前に申請書、添付書類が揃っているかご確認下さい。

□ 様式1～様式5

□ 履歴事項全部証明書の写し（発行日から3ヶ月以内のもの）

□ 登録証明書等の写し※建設関連業者閲覧システムに掲載されていれば省略可能

□ 財務諸表類（直近1年分）

□ 納税証明書し（発行日から3ヶ月以内のもの）

法人の場合：Ⅰ 国税通則法施行規則別紙第9号書式その2（「法人税」についての所得金額の証明書）**※納税申告義務が無くその2が発行されない場合は、「申出書」及び提出義務が無いことを示す書類を提出下さい。**

Ⅱ 国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の3（「法人税」「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書）

個人の場合：Ⅰ 国税通則法施行規則別紙第9号書式その2「申告所得税及び復興特別所得税」についての所得金額の証明書）**※納税申告義務が無くその2が発行されない場合は、「申出書」及び提出義務が無いことを示す書類を提出下さい。**

Ⅱ 国税通則法施行規則別紙第9号書式その3の2（「申告所得税及び復興特別所得税」「消費税及び地方消費税」について未納の税額のないことの証明書）

□ 委任状（代理人が代理申請する場合のみ。押印不要。）

□ 審査結果通知書返信用封筒。返信用はがき（受領印押印用、必要者のみ）